



様式44

460

D241

令和 5 年 11 月 15 日

三重県知事

あて

医療法人の住所 三重県多気郡多気町
西池上寺尻 1 2 9 7 番 1
医療法人の名称 医療法人 雅会
理事長名 津田 雅之
電話 (0598) 38 - 4300

決 算 届

令和 4 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日までの決算を終了したので、医療法
第 5 2 条第 1 項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和 4年 9月 1日 至 令和 5年 8月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人雅会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 三重県多気郡多気町西池上寺尻1297番1

(3) 設立認可年月日 平成 8年 2月 22日

(4) 設立登記年月日 平成 8年 3月 6日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長		
理事		
同		
同		

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
病院				一般病床 床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床] 精神病床 床 感染症病床 床 結核病床 床
診療所	津田医院	2 4 1 2 7 0 5 1 2 7	三重県多気郡多気町西池上寺尻1297番1	一般病床 0床 療養病床 0床 [医 療 保 険 床] [介 護 保 険 床]
介護老人保健施設				入所定員 名 通所定員 名
介護医療院				入所定員 名 通所定員 名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年10月26日 令和 3年度決算の決定

令和 5年 8月31日 令和 5年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人雅会

※医療法人整理番号 15241

所在地 三重県多気郡多気町西池上寺尻 1 2 9 7 番 1

財 産 目 録
令和 5 年 8 月 31 日現在

1. 資 産 額	98,905 千円
2. 負 債 額	272,391 千円
3. 純 資 産 額	△ 173,485 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	19,241
B 固 定 資 産	79,663
C 資 産 合 計 (A + B)	98,905
D 負 債 合 計	272,391
E 純 資 産 (C - D)	△ 173,485

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人雅会

※医療法人整理番号 D241

所在地 三重県多気郡多気町西池上寺尻 1 2 9 7 番 1

貸 借 対 照 表
(令和 5 年 8 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	19,241	I 流 動 負 債	117,391
II 固 定 資 産	79,663	II 固 定 負 債	155,000
1 有 形 固 定 資 産	48,930	(うち医療機関債)	0
2 無 形 固 定 資 産	2,108	負 債 合 計	272,391
3 そ の 他 の 資 産	28,624	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	△ 183,485
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	△ 173,485
資 産 合 計	98,905	負 債 ・ 純 資 産 合 計	98,905

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人雅会

※医療法人整理番号 02411

所在地 三重県多気郡多気町西池上寺尻1297番1

損 益 計 算 書

自 令和 4 年 9 月 1 日 至 令和 5 年 8 月 31 日

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	37,518
2 事業費用	55,410
本来業務事業損失	△ 17,891
事業損失	△ 17,891
II 事業外収益	478
III 事業外費用	195
経常損失	△ 17,609
IV 特別利益	44,349
V 特別損失	0
税引前当期純利益	26,739
法人税等	78
当期純利益	26,660

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人雅会

理事長 津田 雅之 殿

私（注1）は、医療法人雅会の令和4会計年度（令和4年9月1日から令和5年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年10月18日

医療法人雅会

監事 津田 宜之

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。

様式 5

法人名 医療法人雅会
 所在地 三重県多気郡多気町西池上寺尻 1 2 9 7 番 1

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の 内容	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	津田 雅之	医師	当法人理事長	資金借入 (注) 1	28,764	仮受金	115,722
役員	津田 雅之	医師	当法人理事長	資金借入	0	長期借入金	80,000
役員	津田 美智代	看護師	当法人理事長の 配偶者	資金借入	0	長期借入金	65,000

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 無利息

返済期限と返済金額については双方協議のうえ決定する

0241